

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったため、対象年齢内に定期予防接種を受けることができなかつた方も予防接種が受けられます。

対象者

予防接種を受けようとするとき、八潮市に住民票があり、長期療養を必要とする重篤な疾患にかかったことで、予防接種対象年齢内に予防接種を受けることができなかつた方。

対象となる疾病(長期にわたり療養を必要とする疾病及び特別の事情と認められるもの)

- 対象となる疾病やそれに準ずるものに罹患した場合
 - 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - (1)または(2)の疾病に準ずると認められたもの
- 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(やむを得ずに定期接種を受けることができなかつた場合に限る。)
- 医学的知見に基づき1または2に準ずるとみとめられたもの

対象期間

特別の事情がなくなった日から2年(高齢者肺炎球菌、带状疱疹は1年)。ただし、予防接種によっては接種を受けられる上限年齢(※)があります。

※年齢の上限が決まっている予防接種	
種類	最長年齢
BCG	4歳に達するまで
小児用肺炎球菌	6歳に達するまで
Hib	10歳に達するまで
5種混合	15歳に達するまで

申請方法と流れ

- 主治医に【長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書(以下「理由書」という)】を記入してもらう。
- 【長期療養者の予防接種申請書(以下、「申請書」という)】を予防接種を受ける本人もしくは保護者が記入する。母子健康手帳(高齢者肺炎球菌、带状疱疹ワクチンの場合には不要)、「理由書」と「申請書」を保健センターへ提出する。保健センターが申請内容や接種履歴を確認し、専用の予診票を発行します。
(なお、予診票発行まで1週間程度かかります。時間に余裕をもって申請してください)
- 専用の予診票を受け取ったら、八潮市の指定医療機関で接種する。接種費用は無料です。

申請に必要なもの



- 母子健康手帳
 - 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書
 - 長期療養者の予防接種申請書
- なお、②③の申請用紙はホームページからダウンロードできます。また、保健センターにもあります。

申請・問い合わせ先

八潮市立保健センター 感染症予防担当
住所:埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
電話 :048-995-3381
FAX :048-996-7810

